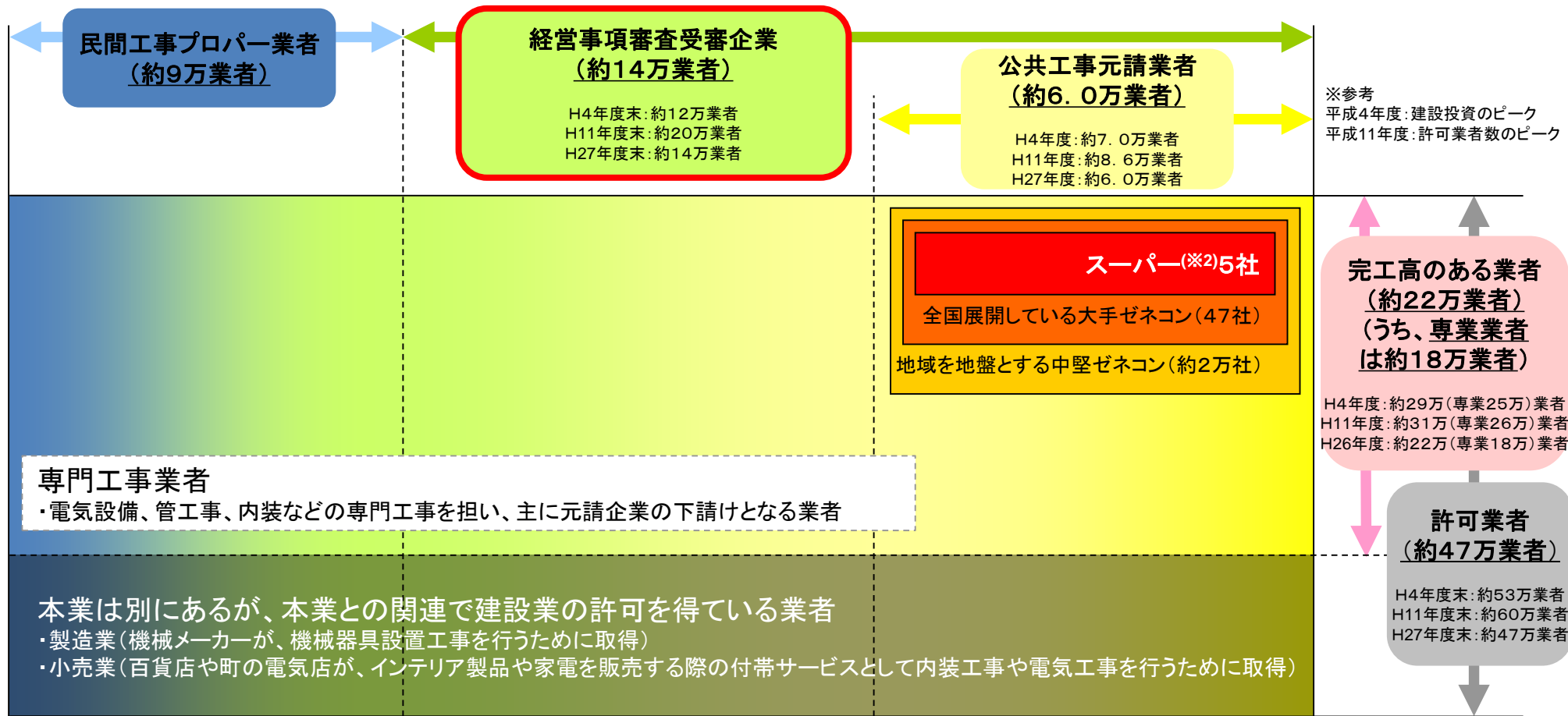


現行の企業評価制度の概要

（第1回 企業評価WG資料より抜粋）

○ 建設業許可業者数約47万業者のうち、経審を受審しているのは約30%の約14万業者。法律で受審が義務付けられている公共工事の元請約6万業者のほかに、約8万の業者が受審。
 ※建設業許可業者数は平成28年3月末現在



※1: 完成工事高のある業者とは、建設工事施工統計調査票に施工実績(100万円以上)の記載があった業者
 ※2: 完成工事高約1兆円クラス

(出所) 許可業者数 : 国土交通省「建設業許可業者数調査」
 完工高のある業者数 : 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」
 公共工事元請業者数 : 東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ
 経営事項審査受審業者数 : 国土交通省調べ

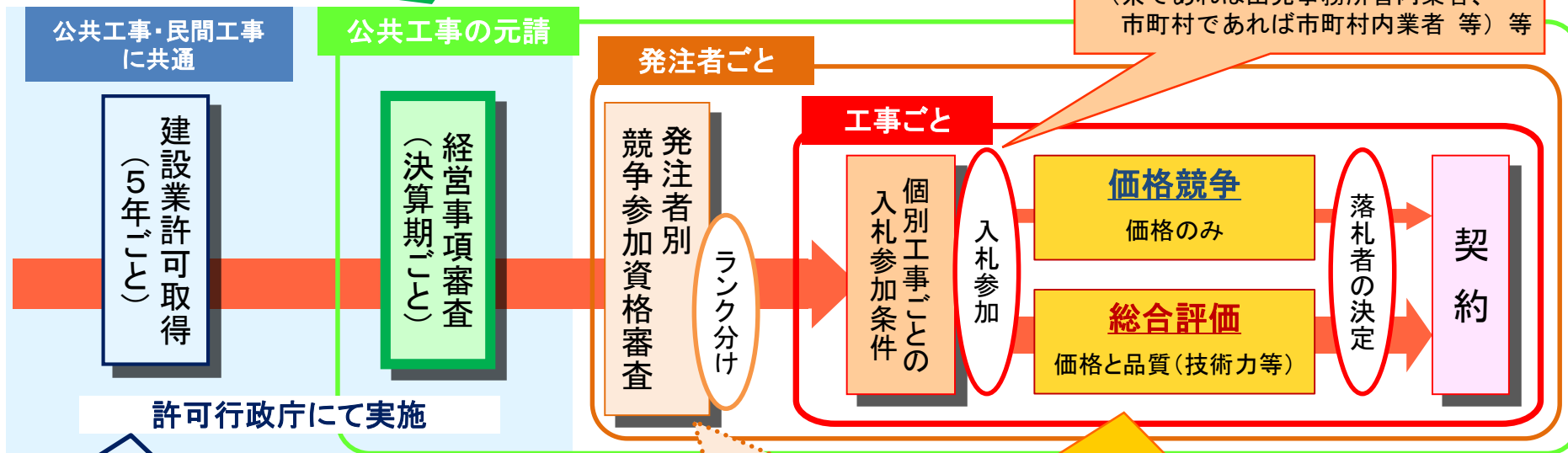
◆経営事項審査の総合評定値（客観点数）

経営規模、経営状況、技術力、社会性等（社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年）

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に
見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・工種・等級の選定
- ・施工実績
- ・配置予定技術者
- ・地域要件
(県であれば出先事務所管内業者、市町村であれば市町村内業者等)



◆建設業許可の要件

- ・経營業務管理責任者
- ・営業所専任技術者
- ・財産的基礎・金銭的基礎
- ・暴力団員でないこと 等

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可

◆発注者別評価点

- ◎工事関連項目
(工事成績、技術者数、表彰実績 等)
- ◎社会性関連項目
(防災協定、地元雇用 等)

個別具体の契約の実態に即した一般競争を行わせられるよう、必要な資格を付加的に定める審査

【総合評価落札方式の評価方法】

◆技術提案者(入札参加者)の中から評価値が最大の者を契約の相手方として決定する。

技術評価項目

- 技術提案
- 工事の施工能力
(実績、成績、手持ち工事量等)
- 配置予定技術者の能力
- ... 等

評価値 =

$$\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

許可制度 ★建設業者の資質の向上★

許可の要件

経営能力

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

欠格要件

- ・許可取消してから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

許可の種類

29業種

(土木工事業・建築工事業等)

特定建設業許可
(元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可
(特定建設業以外)

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設置

都道府県知事許可

1の都道府県のみ営業所を設置

許可不要

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

○ 建設業法における許可制度の要件は以下4点から構成される。

(1) 経営の安定性

- ① 経営能力(経營業務管理責任者)
- ② 財産的基礎(請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用)

(2) 技術力

- ③ 業種ごとの技術力(営業所専任技術者)

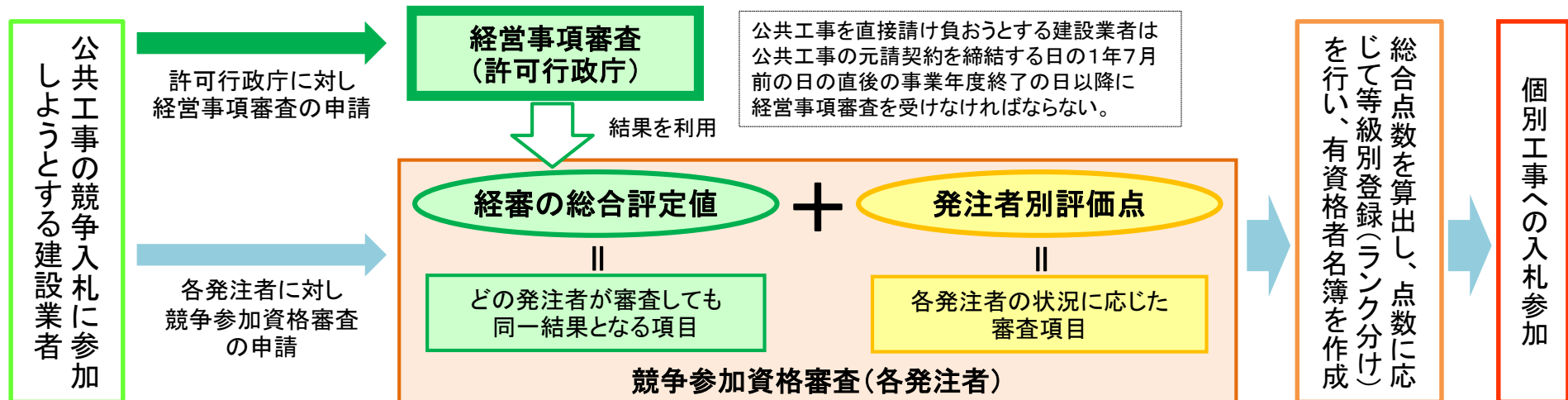
(3) 適格性

- ④ 誠実性(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

※このほか、法第8条において、暴力団排除等の欠格要件あり

経営事項審査の意義(発注者のランク分けの基礎資料)

- 各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となる事項について、許可行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価
→ **ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与**
- 審査結果は、どの発注者でも利用可能であり、発注者ごとの審査事務の重複・負担を大きく軽減
→ **発注者・受注者双方の利便に貢献**



完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,919点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,136点 最低点:281点	

経営状況 (Y)

- ①負債抵抗力：純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性：総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性：自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量：営業キャッシュフロー・利益剰余金

経営状況(Y)の算式と意味

★ 経営状況の評点は、下記の8比率を計算し、この数値を総合して算出します。

比率項目		計算式	上限値	意味
			下限値	
負債抵抗力	X1 純支払利息比率	$\frac{\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}}{\text{売上高}} \times 100$	-0.3% 5.1%	↓ 売上高に対する純粋な支払利息の割合を見る比率で低いほどよい。
	X2 負債回転期間	$\frac{\text{流動負債} + \text{固定負債}}{\text{売上高} \div 12}$	0.9ヶ月 18.0ヶ月	
収益性	X3 総資本売上総利益率	$\frac{\text{売上総利益}}{\text{総資本(2期平均)}(*)} \times 100$	63.6% 6.5%	↑ 総資本に対する売上総利益の割合、つまり投下した総資本に対する売上総利益の状況を示す比率で高いほど良い。
	X4 売上高経常利益率	$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$	5.1% -8.5%	
財務健全性	X5 自己資本対固定資産比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} \times 100$	350.0% -76.5%	↑ 設備投資などの固定資産がどの程度自己資本で調達されているかを見る比率で高いほど良い。
	X6 自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$	68.5% -68.6%	
絶対的力	X7 営業キャッシュフロー	$\frac{\text{営業キャッシュフロー(**)}(2期平均)}{100,000}$	15.0億円 -10.0億円	↑ 企業の営業活動により生じたキャッシュの増減をみる比率で高いほど良い。
	X8 利益剰余金	$\frac{\text{利益剰余金}}{100,000}$	100.0億円 -3.0億円	

(*)総資本(2期平均)が3000万円未満の場合は、3000万円とみなして計算する。

(**) 営業キャッシュフローの計算式は次のとおり。

経常利益 + 減価償却実施額 - 法人税住民税及び事業税 ± 貸倒引当金増減額
± 売掛債権増減額 ± 仕入債務増減額 ± 棚卸資産増減額 ± 未成工事受入金増減額

売掛債権 = 受取手形 + 完成工事未収入金

仕入債務 = 支払手形 + 工事未払金

棚卸資産 = 未成工事支出金 + 材料貯蔵品

経営状況点数(A)
$A = -0.4650 \times (X1) - 0.0508 \times (X2) + 0.0264 \times (X3) + 0.0277 \times (X4) \\ + 0.0011 \times (X5) + 0.0089 \times (X6) + 0.0818 \times (X7) + 0.0172 \times (X8) + 0.1906$ (小数点第3位を四捨五入)
経営状況の評点(Y)
$Y = 167.3 \times A + 583$ (小数点第1位を四捨五入)
最高点: 1,595点 最低点: 0点

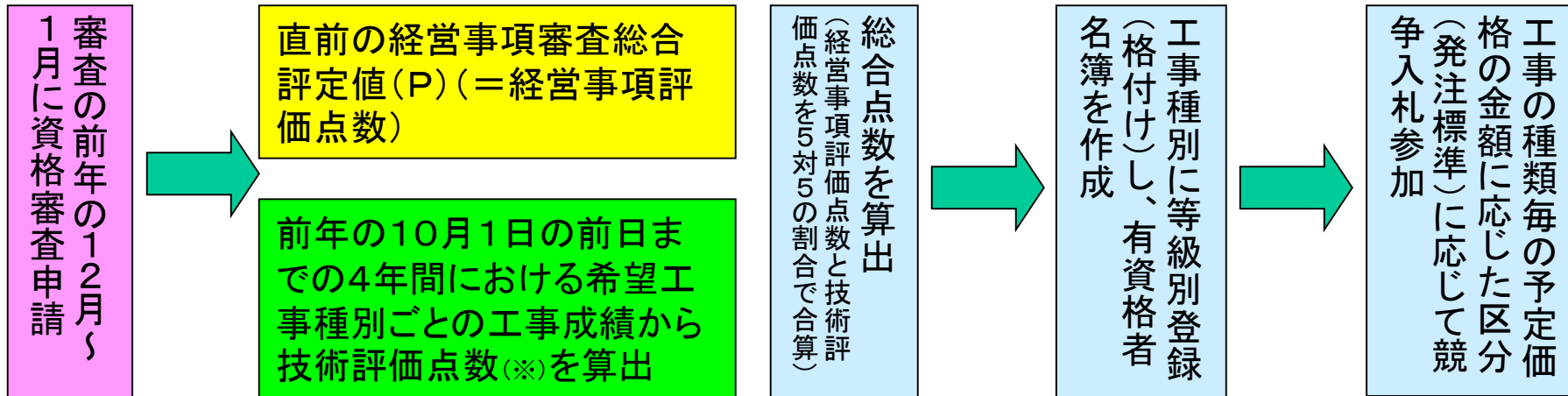
(注) ↑…高い方がよい数値 ↓…低い方がよい数値

その他の審査項目(社会性等)(W)の詳細

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-
雇用保険未加入	0	-40	平成6年
健康保険の未加入	0	-40	平成6年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成6年
建退共加入	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入	15	0	平成6年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	15	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成23年
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
合計(A)	202	0	
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

2年に1回定期の一般競争資格審査を実施



(※)直轄工事や地方公共団体の受注成績、総合評価方式への参加実績を元に算出

【国土交通省直轄工事における例】

平成27・28年度工事種別等級(関東地整・一般土木工事)

工事種別	等級	総合点数
一般土木工事	A	3,000点以上
	B	2,600点以上～3,000点未満
	C	1,600点以上～2,600点未満
	D	1,600点未満

【国土交通省直轄工事における例】

平成27・28年度発注標準関係(全地整・一般土木工事)

工事種別	等級	契約予定金額
一般土木工事	A	7億2千万以上
	B	3億以上 7億2千万未満
	C	6千万以上 3億未満
	D	6千万未満

WTO対象工事は経営事項評価点数1200点以上が要件

○直轄工事においては、企業の経営規模等による経営事項審査点に、工事受注や総合評価の参加実績による技術評価点を加算した総合点数に応じて企業の格付けを行い、各等級別に発注の標準とする工事金額（いわゆる発注標準）を定めている。

経営事項評価点数 + 技術評価点数 = 総合点数

経営事項評価点数 = $0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$

経営規模	X ₁	①完成工事高（許可業種別）	その他審査項目 （社会性等）	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格の取得の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
	X ₂	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益			
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量			
技術力	Z	①元請完成工事高（許可業種別） ②技術職員数（許可業種別）			

発注量と企業数のバランスを図り、総合点数の上位企業から上位等級に格付け

技術評価点数 = 【換算係数 α】 × 【技術評価点素点】 ^ 【log β】

【技術評価点素点】＝

<直轄工事の受注実績>

$$\sum \{ ((\text{成績評定}) - 65) \times \text{【技術的難易度】} \times \text{【災害対応実績係数】} \times \sqrt{\text{【工事規模】} \times \text{【総合評価】} \times \text{【部局係数】} \times \text{【調整係数】} \times \text{【直近係数】}} \}$$

<総合評価方式への参加実績>

$$+ 0.5 \times \sum \{ \text{【技術的難易度】} \times \sqrt{\text{【工事規模】} \times \text{【総合評価】} \times \text{【部局係数】} \times \text{【直近係数】}} \}$$

<地方公共団体の受注実績>

$$+ 0.5 \times \sum \{ ((\text{成績評定}) - \text{成績評定平均点}) \times \sqrt{\text{【工事規模】} \times \text{【調整係数】} \times \text{【直近係数】}} \}$$

発注標準（一般土木）

WTO(7.4億円)	Aランク
7.2億円	Bランク
3.0億円	Cランク
0.6億円	Dランク

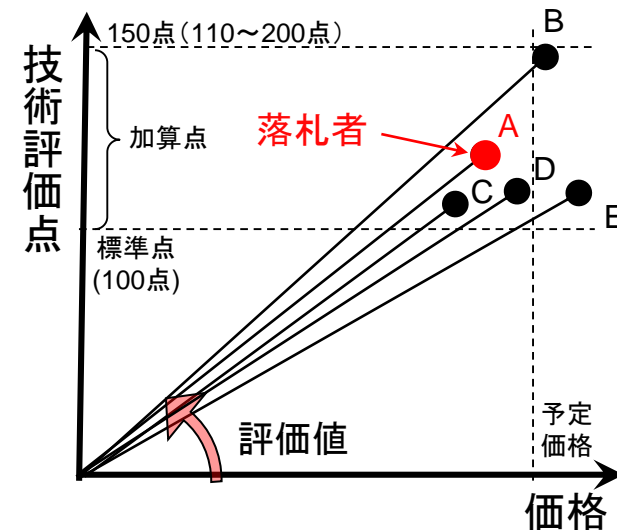
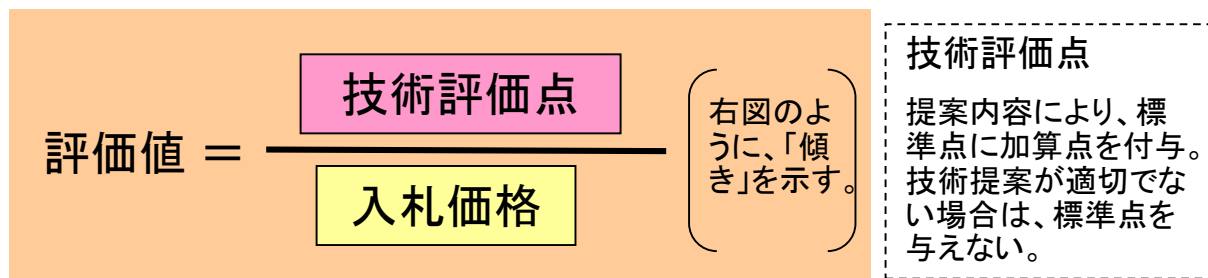
α、logβは、経営事項評価点数の平均と技術評価点数の平均が等しくなるように設定

総合評価落札方式の概要（国土交通省直轄工事の場合）

性能、機能、技術等の**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

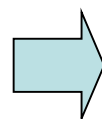
【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

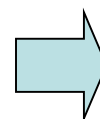


【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、技術提案を求める内容、技術提案の評価の方法を公表



技術提案の提出



提出された技術提案を公表された評価方法に従って審査し、技術提案毎に技術点を決定

【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持（騒音・振動・水質汚染など） など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事实績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など